

地域の防災体制の確認について

平成26年6月13日
内閣府原子力災害対策担当室

地域防災計画の充実に向けた今後の対応（平成25年9月3日 原子力防災会議決定）に基づき、現在、地域毎にワーキングチームを設置し、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援している。

この結果、先行する地域については、関係自治体の地域防災計画・避難計画が策定された。

今後の対応として、地域防災計画・避難計画が、地域全体として策定された地域については、関係道府県の意向を踏まえた上で、ワーキングチームにおいて、地域防災計画・避難計画や防災基本計画に基づく関係者の対応等の、地域の防災体制について確認を行う。

確認結果については、他の地域の取組にも資するものであり、原子力防災会議・原子力防災会議幹事会に随時報告することとする。

地域防災体制の整備に「完全」や「終わり」はなく、継続的に取組むべきもの。確認を行った地域についても、ワーキングチームを中心とした国の支援を継続し、地域防災体制の充実・強化に取り組んでいく。